



# 筑紫女学園大学リポジト

## 被保護独居高齢者をめぐる連携体制の現状と課題 － A県自治体アンケート調査を通して－

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 納戸, 美佐子, 川崎, 孝明, NOTO, Misako, KAWASAKI, Takaaki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1156">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1156</a>

# 被保護独居高齢者をめぐる連携体制の現状と課題

— A 県自治体アンケート調査を通して —

納戸美佐子・川崎 孝明

The current situation and challenges regarding collaboration regimes for the protection of elderly people living alone: Evidence from a survey of local authorities

Misako NOTO, Takaaki KAWASAKI

## はじめに

本稿は、生活保護を利用する単身高齢世帯に対して福祉事務所ケースワーカーの連携をめぐる実態を把握したうえで、関係機関が抱える連携上の課題を明らかにすることを目的とする。厚生労働省「生活保護の被保護者調査」（2022年7月分）によれば、わが国における被保護世帯164万2,399のうち、高齢者世帯が91万730と約56%を占めている<sup>1)</sup>。そのうち単身世帯は84万1,124と約52%にもおよび、単身の高齢者世帯の支援に関わるケースワーカーが少なくないことが推測される。高齢期には健康問題をはじめ、多くの生活問題を必然的に抱えるため、これらを解決するためには関係機関や専門職と連携を図り、その人らしい生活をいかに実現できるかが求められることになる。

以上の背景を踏まえ、A 県内の福祉事務所を対象としたアンケート調査をもとに、生活保護利用者、特に単身の高齢者世帯をめぐる関係機関の連携体制の現状とそこでの課題について検討していきたい。

## 1 研究方法

アンケート調査は、調査協力の同意が得られた A 県内10市の福祉事務所で生活保護業務を担当しているケースワーカーを対象に無記自記式質問紙調査を行った。A 県を調査対象とした理由として、県内の都市圏10市福祉事務所が定期的な勉強会の開催をはじめ、初任者を対象とした研修プログラムを実施するなど、自治体間において先駆的な取組みを行っていることから、研究目的を遂行できる環境が整備されていると判断した。

アンケート用紙は、各福祉事務所の職員を通して調査票を配布し、郵送法にて返送されたものを分析対象とした。アンケート調査の項目は、基本属性、支援における関連機関等との連携有無と具体的内容（自由記述）、支援における連携上の課題の有無およびその具体的内容（自由記述）である。

## 2 倫理的配慮

調査対象者が所属する福祉事務所の責任者に調査目的と調査内容を文書と口頭で説明し、承認を得た。調査対象者には、個人が特定される方法で公表を行わないこと、調査結果は研究以外の目的で使用しないことを文書で説明した。調査票は、無記名による個別厳封方式で調査実施者宛に郵送法にて返送してもらった。調査票の返送があったものについては、調査に同意が得られたと判断した。なお、本研究は、筑紫女学園大学倫理審査委員会の承認を得て実施した。

## 3 研究結果

郵送法にて返送があった56件を分析対象とした（回収率46.6%）。

### (1) 調査対象者の概要【表1】

調査対象者のうち、現業員は46名（82.1%）、査察指導員は5名（8.9%）、無回答5名（8.9%）であった。対象者の性別は、男性29名（51.8%）、女性17名（30.4%）、無回答10名（17.9%）であった。対象者の年代は30代がもっとも多く20名（35.7%）、次いで40代16名（28.6%）、20代12名（21.4%）、50代6名（10.7%）、60代1名（1.8%）、無回答1名（1.8%）の順であった。対象者の約6割近くが30代までのケースワーカーであった。担当件数は、平均80.7件であった。担当件数は80～89件がもっとも多く23名（41.1%）、70件～79件13名（23.2%）、90～99件7名（12.5%）、100件以上5名（8.9%）、60～69件3名（5.4%）、0件2名（3.6%）、50～59件1名（1.8%）、無回答2名（3.6%）であった。

調査対象者が取得している医療・福祉に関する資格は、社会福祉主事がもっとも多く27名（48.2%）、次いで社会福祉士9名（16.1%）、社会福祉士と精神保健福祉士の両資格をもつ者3名（5.4%）、社会福祉士とその他の資格1名（1.8%）およびその他の資格1名（1.8%）、無回答15名（26.8%）であった。

経験年数は、1年未満がもっとも多く15名（26.8%）、次いで4年～5年未満13名（23.2%）、2年～3年未満11名（19.6%）、1年～2年未満10名（17.9%）、3～4年未満5名（8.9%）、5年以上1名

表1 ケースワーカーの基本属性

人数 (%)		人数 (%)		人数 (%)		人数 (%)	
性別	n= 46	資格	n= 56	経験年数	n= 55	担当件数	n= 54
女性	29 (51.8)	社会福祉主事	27 (48.2)	1年未満	15 (26.8)	0件	2 ( 3.6)
男性	17 (30.4)	社会福祉士と精神保健福祉士	3 ( 5.4)	1年～2年未満	10 (17.9)	50～59件	1 ( 1.8)
年代	n= 55	社会福祉士	9 (16.1)	2年～3年未満	11 (19.6)	60～69件	3 ( 5.4)
20代	12 (21.4)	社会福祉士と他の資格	1 ( 1.8)	3年～4年未満	5 ( 8.9)	70～79件	13 (23.2)
30代	20 (35.7)	他の資格	1 ( 1.8)	4年～5年未満	13 (23.2)	80～89件	23 (41.1)
40代	16 (28.6)			5年以上	1 ( 1.8)	90～99件	7 (12.5)
50代	6 (10.7)					100件以上	5 ( 8.9)
60代	1 ( 1.8)						

n= は、無回答および欠損値を除いた数

(1.8%)、無回答1名(1.8%)の順となっていた。経験が比較的浅い2年未満のケースワーカーが44.7%であった。

## (2) 具体的な連携先(施設・機関等)【図1】

ケースワーカーの業務において連携したことがある施設・機関等については、56件を分析対象とした。ただし、生活困窮者自立支援機関については、無回答が1件あった。17施設・機関等との連携有無について分析した結果、地域包括支援センターとの連携がもっとも多く50件(89.3%)、次いで、社会福祉協議会46件(82.1%)、法テラス・司法専門職団体および民生委員がそれぞれ43件(76.8%)、病院(精神科以外)41件(73.2%)、病院(精神科)および居宅介護支援事業所がそれぞれ40件(71.4%)、介護サービス事業所38件(67.9%)、警察および訪問看護ステーションがそれぞれ29件(51.8%)の順であった。17施設・機関等のうち、半数以上の対象者が連携したことがあると回答したものは、10施設・機関等であった。本結果から、多くのケースワーカーがさまざまな関係機関と連携し、業務を遂行していることが示された。

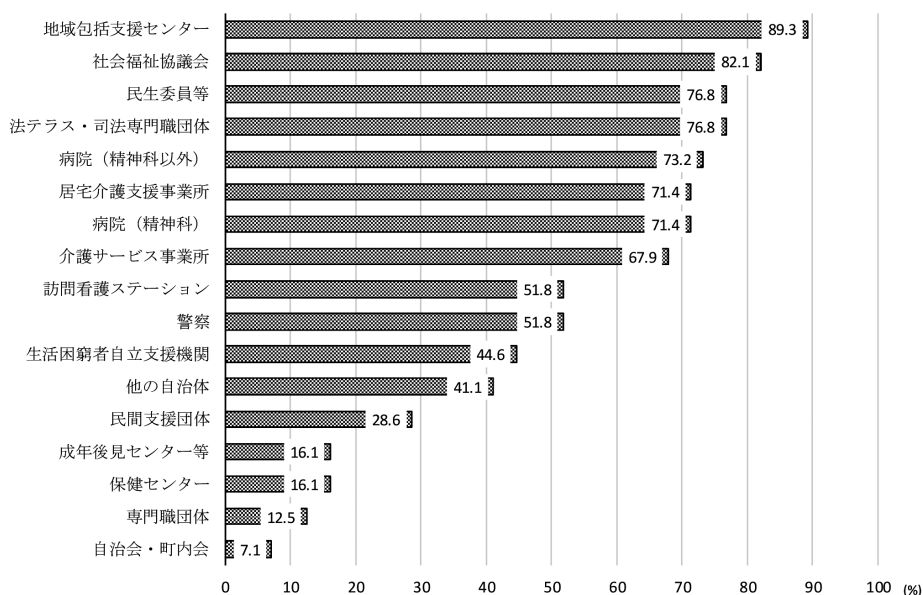


図1 支援において連携したことがある施設・機関等

## (3) 関係機関における連携上の課題【図2】

支援における連携上の課題については、業務範囲外の依頼、支援方針や考え方の違いの調整、個人情報・プライバシー・守秘義務への対応、被保護者が亡くなった後の対応について、それぞれ「あり」「なし」「無回答」を算出した。業務範囲外の依頼は、なし24件(42.9%)、あり31件(55.4%)、無回答1件(1.8%)であった。支援方針や考え方の違いの調整は、なし31件(55.4%)、あり22件(39.3%)、無回答3件(5.4%)であった。個人情報・プライバシー・守秘義務への対応は、なし32

件（57.1%）、あり21件（37.5%）、無回答3件（5.4%）であった。被保護者が亡くなった後の対応は、なし21件（37.5%）、あり34件（60.7%）、無回答1件（1.8%）であった。

被保護者が亡くなった後の対応がもっとも多く34件（60.7%）、業務範囲外の依頼31件（55.4%）、支援方針や考え方の違いの調整22件（39.3%）、個人情報・プライバシー・守秘義務への対応21件（37.5%）の順であった。単身の高齢世帯への支援においては、約6割のケースワーカーが被保護者が亡くなった後の対応を課題と感じていた。

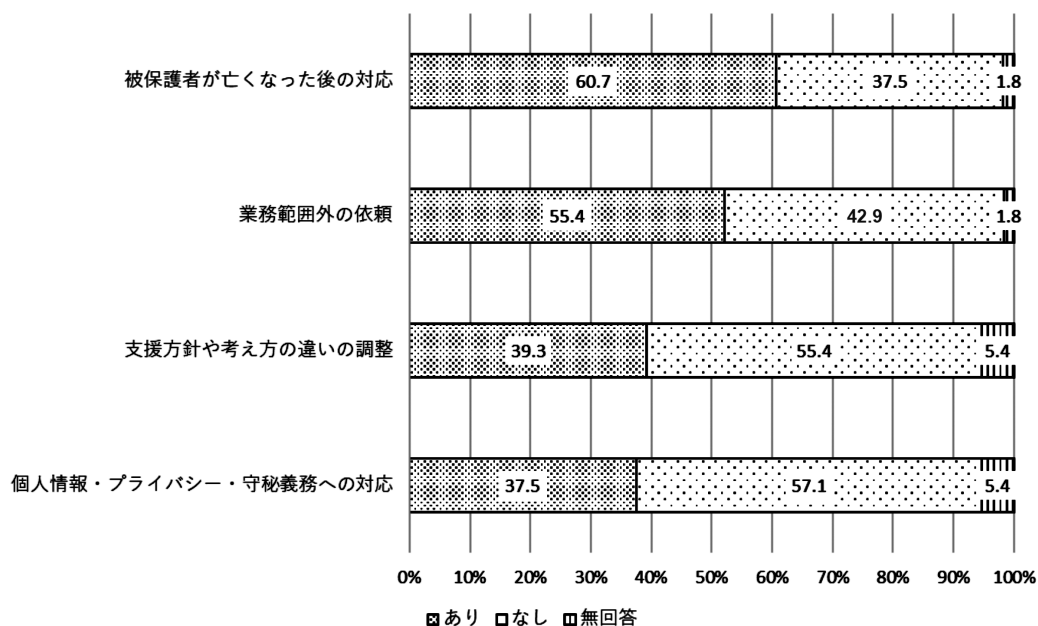


図2 支援における連携上の課題

#### （4）施設・機関等との具体的な連携内容【表2～表5】

支援に関わっている施設・機関を①在宅サービスに係る施設（介護サービス事業所・居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション）、②地域生活に係る施設・機関等（社会福祉協議会・地域包括支援センター・民生委員・保健センター）、③医療機関（病院（精神科以外）・病院（精神科））、④専門機関（法テラス・成年後見センター・専門職団体・警察・民間支援団体・生活困窮者自立支援機関）の4つに分類し、各施設・機関等との具体的な連携内容について整理した。

在宅サービスに係る施設における連携内容について整理した結果、介護サービス事業所の連携内容では、「状況確認」15件、「ケアプラン変更時」および「施設入所・退所時」の連携がそれぞれ5件の順であった。居宅介護支援事業所では、「状況確認」20件、「会議」10件、「ケアプラン変更時」の連携5件の順であった。訪問看護ステーションでは、「情報提供・共有」9件、「状況確認」7件、「同行訪問」5件の順であった（表2）。

地域生活に係る施設・機関等における連携内容について整理した結果、社会福祉協議会では、「金

銭管理」26件、「貸付」22件、「各種サービス申請時の補助・相談」および「成年後見制度に関する連携」がそれぞれ3件であった。地域包括支援センターとの連携内容では、「介護サービス利用につなぐ・介護認定申請」27件、「情報提供・共有」13件、「同行訪問」5件の順であった。民生委員では、「見守り」25件、「情報提供・共有」12件、「新規申請時の聞き取り」10件の順であった。保健センターでは、「入退院時」2件、「情報提供・共有」、「同行訪問」、「各種サービス申請時の補助・相談」がそれぞれ1件の順であった（表3）。

表2 在宅サービスに係る施設における連携内容 (件)

	介護サービス事業所	居宅介護支援事業所	訪問看護ステーション
状況確認	15	20	7
会議	4	10	1
サービスにつなぐ	2	4	4
同行訪問	1	3	5
終末期・緊急時対応	1	2	1
ケアプラン変更等	5	5	0
施設入所・退所時	5	1	0
各種サービス申請時の補助・相談	4	2	0
見守り	1	1	0
情報提供・共有	0	0	9
安否確認	0	3	0
金銭管理	2	0	0
死亡時	1	0	0
その他	2	0	1

表3 地域生活に係る施設・機関等の連携内容 (件)

	社会福祉協議会	地域包括支援センター	民生委員	保健センター
情報提供・共有	1	13	12	1
同行訪問	1	5	4	1
各種サービス申請時の補助・相談	3	1	1	1
見守り	0	9	25	0
新規申請時の聞き取り	0	0	10	0
介護サービス利用につなぐ・介護認定申請	0	27	0	0
金銭管理	26	0	3	0
貸付	22	0	0	0
成年後見制度の利用に関すること	3	0	0	0
ライフサポート事業	2	0	0	0
状況確認	1	2	0	0
会議	0	3	0	0
死亡時	0	0	1	0
ケース管理	0	0	1	0
家計相談	1	0	0	0
入退院時	0	0	0	2
その他	5	5	3	2

表4 医療機関における連携内容 (件)

	病院（精神科以外）	病院（精神科）
情報提供・共有	7	3
入退院時	12	13
病状調査	12	11
各種手続き	3	10
施設入退所	4	6
会議	3	4
親族への連絡	1	2
面談同席	1	1
死亡時	1	1
診断書作成依頼	2	0
退院支援	1	0
ケース管理	0	1
新規申請	1	0
サービスにつなぐ	1	0
緊急時の対応	1	0
その他	3	5

医療機関における連携内容について整理した結果、病院（精神科以外）は、「入退院時」および「病状調査」がそれぞれ12件、「情報提供・共有」7件の順であった。病院（精神科）は、「入退院時」13件、「病状調査」11件、「各種手続き」10件の順であった（表4）。

各専門機関について整理した結果、法テラスは、「債務整理」20件、「相談・法律相談窓口へつなぐ」17件、「相談同席」4件の順であった。成年後見センターは、「成年後見制度利用についての相談」8件、「各種サービス申請時の補助・相談」、「親族への連絡」、「面接同席」がそれぞれ1件であった。専門職団体は、「後見人との連携」および「金銭管理」がそれぞれ2件、「施設入退所」、「成年後見」、「相談」がそれぞれ

1件であった。「警察」は、「暴力・暴力団関係・近隣トラブル」11件、「被保護者の逮捕・留置」6件、「安否確認」4件の順であった。民間支援団体は、「ホームレス支援・居宅確保」10件、「食料支援」4件、「見守り」2件の順であった。生活困窮者自立支援機関は、「保護廃止後・申請却下後」6件、「情報提供・共有」5件、「生活保護申請につなぐ・相談」4件の順であった（表5）。

表5 各専門機関等における連携内容 (件)

法テラス	成年後見センター	専門職団体	
債務整理	20 成年後見制度利用についての相談	8 後見人との連携	2
相談・法律相談窓口へつなぐ	17 面接同席	1 金銭管理	2
相談同席	4 各種サービス申請時の補助・相談	1 施設入退所	1
成年後見	2 親族への連絡	1 成年後見	1
ケース管理	1	相談	1
警察	民間支援団体	生活困窮者自立支援機関	
暴力・暴力団関係・近隣トラブル	11 ホームレス支援・居宅確保	10 保護廃止後・申請却下後	6
被保護者の逮捕・留置	6 食料支援	4 情報提供・共有	5
安否確認	4 見守り	2 生活保護申請につなぐ・相談	4
死亡時	3 金銭管理	1 訪問同行	3
情報提供・共有	3 状況確認	1 家計相談	3
捜索	1 情報提供・共有	1 資金貸付	1
相談	1 同行訪問	1 就労支援	1
その他	1	ホームレス支援・居宅確保	1
		各種貸付	1
		活用できるサービス等の紹介・つなぐ・相談	1
		食料支援	1
		ケース管理	1
		その他	2

## (5) 自由記述から

地域包括支援センターとの連携で多かった内容は、介護サービス利用申請時やサービス利用拒否の場面などの「介護サービス利用につなぐ・介護認定申請」に関する連携（27件）と、緊急連絡先の確認など「情報提供・共有」に関するもの（13件）であった。社会福祉協議会との連携内容で目立ったものとして、緊急時の生活福祉資金制度の活用や、受給開始までの緊急小口資金の活用などの「貸付」に関する内容（22件）、次いで施設入所者や病院入院者の金銭管理や日常生活自立支援事業の活用など「金銭管理」に関する連携（26件）であった。

法テラスとの連携で多くを占めた内容は、自己破産手続きや債務状況の確認など「債務整理」に関する場面（20件）や、定例の無料法律相談や福祉事務所内での弁護士相談など「相談・法律相談窓口へつなぐ」に関する連携（17件）であった。民生委員等との連携では、安否確認や単身で身寄りのないケースの見守り依頼など「見守り」に関する内容（25件）や、新規申請時の訪問同行や生活状況の確認など「新規申請時の聞き取り」における場面（10件）であった。

生活保護利用者が高齢の場合、在宅での生活を継続するために何らかの支援が必要となる場合が少なくない。今回の調査結果からも、介護サービスの利用開始前において、ケースワーカーが関係者と調整を行っていることが示された。生活保護利用者への介護サービスの必要性を感じた場合、「地域包括支援センターへの相談」（連携先として89.3%）、「民生委員からの情報提供」（連携先として76.8%）など、要介護認定の申請までに関係者との協議がなされていた。また、介護サービスの利用開始後の見守りの必要性も示唆された。

金銭管理に関するものとして、債務整理への対応が多くみられた。保護受給にあたって、債務整理への対応が目立った（20件）。関連して、A県内の自治体と法テラスとの協働プログラムによる法律相談体制が整備されていた（連携先として76.8%）。また、日常生活での金銭管理への対応の必要性も示された。社会福祉協議会による金銭管理サービスの活用は散見されるが（26件）、あくまで本人の意思による契約が前提であるため、生活保護利用者のなかには、必ずしも利用に結びつかない人が存在すると推測される。

生活保護利用者の死亡後の手続きについては、特に身寄りのない、あるいは複雑な家族関係をもつ高齢者の場合、「本人が死亡したあとの手続き等」について課題を抱えているケースワーカーが多かった（60.7%）。本人の死亡後の対応については、日常的にどのような関係機関と連携をしておくべきか、多忙なケースワーク業務を行うなかで、検討を余儀なくされている実態が明らかになった。

## 4 考察

### (1) 地域生活を支える施設・機関等との連携における課題

本研究では、被保護世帯のうち単身の高齢者世帯に対する支援において、ケースワーカーが連携している施設・機関等および連携内容について検討した。その結果、17施設・機関等のうち、半数以上のケースワーカーが何らかの関係機関と連携を図っているが示された。特に、高齢者の地域生活を支える施設・機関等である地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員とは、約8割の



ケースワーカーが連携していた。また、在宅サービスに関連する居宅介護支援事業所や介護サービスステーションとは、約7割のケースワーカーが連携をしていた。

地域包括支援センターとの連携では、介護サービスの利用につなぐ役割を担っている場合が多く、サービス開始後は、介護サービス事業所や居宅介護支援事業所と連携を図り、生活保護利用者の生活状況を確認していることが示された。また、社会福祉協議会とは、日常生活自立支援事業における金銭管理や生活福祉資金などの貸付での連携が多くみられた。厚生労働省の扶助人員に関する報告によると、介護扶助（年度累計）は、介護保険制度が施行された2000（平成12）年度は80万1,984人であったが、その後毎年増加し、2020（令和2）年度は、486万1,646人に達し、この20年間で5倍以上の利用者数である<sup>2)</sup>。

また、先行研究では、生活保護受給世帯において、認知症高齢者への支援の重要性は今後増大していくと指摘されている<sup>3)</sup>。要支援・要介護状態にある生活保護利用者の居宅での生活を維持するためには、各施設・機関との連携が不可欠である。加えて、民生委員も生活保護利用者も同じ生活圏域の住民の一人である。生活保護利用者が一住民として地域で安心した生活が送れるような体制づくりが求められる。

## (2) 医療機関との連携における課題

厚生労働省の医療扶助人員に関する報告によると、2020（令和2年）年度の入院総数（年度累計）は、127万9,264人であり、そのうち入院・精神科（年度累計）は、53万81人であった。2020（令和2年）年度の入院外総数（年度累計）は、1923万5,952人、そのうち入院外・精神科（年度累計）は、89万9,745人であった<sup>4)</sup>。厚生労働省により報告された人数は、全世帯を対象としており、高齢者のみを対象にしたものではないが、医療機関との連携は不可欠であると考えられる。また、生活保護受給者の健康支援に関する先行研究において、精神保健においては、入退院や地域移行支援に伴う居住場所の確保、地域生活の支援の必要性が指摘されている<sup>5)</sup>。本調査でも約7割のケースワーカーが病院（精神科以外）と病院（精神科）と連携を図っていた。自由記述においても、入退院における病院（精神科以外・精神科）、外来や入院中の病状調査での連携が多くみられた。高齢期になると、健康問題を抱える可能性は高くなるため、医療機関と連携を図り、適切な支援を行っていくことが求められる。

さらに、病院等との連携の課題として、被保護者の死亡時の対応があげられる。本調査において、少数ではあるが被保護者の死亡時には、病院（精神科以外・精神科）や介護サービス事業所、民生委員との連携がみられた。厚生労働省の報告（2022年7月分概数）によると被保護世帯のうち、高齢者世帯が55.7%を占めており、そのうち高齢者世帯の内訳をみると、単身世帯51.5%であった<sup>6)</sup>。高齢者世帯の多くが単身世帯であることから、ケースワーカーには、被保護者死亡時に対応が求められる場合が多いと考えられる。

本調査でも、単身の高齢世帯への支援における連携上の課題として、「被保護者が亡くなった後の対応」には約6割のケースワーカーが課題であると指摘していた。富田は、身寄りのない独居高齢者の身元保証問題に対する医療ソーシャルワーカーの望ましい支援のあり方として、「成年後見

制度、生活保護制度などの活用を図る」、「地域の協力を得て、多職種多機関連携の要となる」などを指摘している<sup>7)</sup>。独居高齢者の死亡時における対応は、今後も増加すると考えられる。高齢者支援に関わる関係者が連携の必要性を認識し、それぞれの役割を明確にしたうえで、特定の支援者に過度な負担がかからないような仕組み作りが必要であると考えられる。

### (3) 債務整理など金銭管理等の課題

研究結果で明らかになったように、債務整理等に関する法テラスとの連携が目立った。そのなかで、必ずしも法的な解決だけで生活の立て直しができることは少なく、日常生活場面において、金銭管理を必要とする被保護高齢者の実態が浮き彫りになった。具体的には成年後見制度に関する相談を成年後見センターが対応し、家計相談に関して生活困窮者自立支援機関の家計改善支援事業につなぐケースが散見された。

現場では既存のサービスにつなぐまでの過程において、本人の意向を最優先に対応していくことから、債務整理や成年後見制度の利用までに時間を要するという課題を抱えている。また、日常生活自立支援事業に関する社会福祉協議会との連携が26件にのぼることからも、ケースワーカーが日々の金銭管理について他機関を紹介していることが把握できた。ただし、実態として日常生活自立支援事業の活用が生活保護利用者は無料であったとしても、そもそも預金通帳を他人が管理することについて抵抗感を持ち、利用促進が進まないケースや、本人の意思で契約を終了することも考えられる。そのような場合に、あくまで本人の意向を最優先に考慮することが、本人の最善の利益につながるのか、ケースワーカーとしてジレンマを抱えることになる。

以上のように、債務整理に関しては法律の専門家につなぎ、日常生活上の金銭管理については社会福祉協議会を活用するなど、現場の福祉事務所ケースワーカーはさまざまな法律や事業を把握したうえで、各専門機関と役割分担をしながら、生活保護利用者に対応している実態が明らかになった。今後、被保護独居高齢世帯が増加してきた場合、金銭管理に関する課題はますます重要になってくると推測される。

## おわりに

本稿では、生活保護を受給する単身高齢世帯をめぐって、福祉事務所ケースワーカーがどのような関係機関といかなる連携を図っているのか、その具体的内容を明らかにしたうえで、関係機関が抱える連携上の課題について検討してきた。

今回、調査対象者の約9割が勤務年数5年未満のケースワーカーであった。一方で、経験年数が浅いケースワーカーが業務上連携している関係機関は、地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所といった高齢者福祉に関する専門機関をはじめ、法テラス、保健センター、警察、地域の自治会・町内会など、多岐にわたっていた。この事実からも、福祉事務所ケースワーカーの業務が広範なものになっていることが理解できる。その意味では、今回のA県内の都市圏10自治体間で定期的開催されている若手ケースワーカーの研修や研究会などは、現場のケースワ

カーにとって有益であろう。現在は自治体間の自主的な取組みとして行われているが、ケースワーカーの質担保を目的に、今後は国主導による積極的な働きかけも必要だと考える。

福祉事務所ケースワーカーは、ソーシャルワーカーの一人であることは誰も否定しない。その意味では、2014年に国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers）と国際ソーシャルワーク学校連盟（International Association of School of Social Work）の総会・合同会議において採択された「ソーシャルワークのグローバル定義」<sup>8)</sup>で掲げられる役割を担っているといえる。定義では、ソーシャルワークは社会変革を目的のひとつとして掲げている。そうであるならば、福祉事務所ケースワーカーも、被保護高齢者を取り巻く課題に多くの関係機関と連携を図りながら取り組むことで、社会の改善を目指すことが求められるはずである。現場で従事する社会福祉専門職が、日々の業務に忙殺されることなく、ソーシャルワークの本質的な目的を遂行できるためにも、関係機関での連携の意味が今後さらに問われてくると思われる。

## 注

- 1) 厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護の被保護者調査」（2022年10月5日発表）
- 2) 政府統計の総合窓口 e-Stat「令和2年度被保護者調査」  
[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450312&tstat=000001157292&cycle=8&tclass1=000001163086&result\\_page=1&tclass2val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450312&tstat=000001157292&cycle=8&tclass1=000001163086&result_page=1&tclass2val=0)（2022.10.17閲覧）
- 3) 原政代・黒田研二「生活保護ケースワーカーによる受給者の健康支援に関する研究：都市部福祉事務所における質問紙調査の分析」『人間健康学研究』第13号（2020年）43頁-54頁。
- 4) 注2) 前掲書。
- 5) 注3) 前掲書。
- 6) 注1) 前掲書。
- 7) 富田幸典・谷川和昭「身寄りのない独居高齢者の身元保証問題に対する医療ソーシャルワーカーの望ましい支援とは—兵庫県・岡山県の実態調査より—」『関西福祉大学研究紀要』第25巻（2022年）75頁-84頁。
- 8) ソーシャルワーク専門職のグローバル定義は以下のとおり。「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団の責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」（IFSW と IASSW び総会で2014年7月に採択）。

## 謝辞

今回のアンケート調査にご協力をいただいた関係機関の皆さま、ならびに本調査の契機となった第53回公的扶助研究全国セミナー福岡大会（2021年）実行委員長の本学・高木佳世子先生に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

（の と み さ こ：人間科学科 心理・社会福祉専攻 准教授）  
（か わ さ き た か あ き：人間科学科 心理・社会福祉専攻 教授）